

「議案第145号 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の2及び川崎市議会会議規則第16条の規定により提出いたします。

平成21年12月14日

川崎市議会議長 潮田智信 様

提出者	川崎市議会議員	竹間幸一
	〃	市古映美
	〃	佐野仁昭
	〃	宮原春夫
	〃	石田和子
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	猪股美恵

「議案第145号 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の制定について」に対する修正案

「議案第145号 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例の制定について」の一部を次のように修正する。

目次中

- 「 第1節 地球温暖化対策推進基本計画等（第6条・第7条）
- 第2節 事業活動に係る地球温暖化対策（第8条～第14条）
- 第3節 開発事業等に係る地球温暖化対策（第15条～第21条）
- 第4節 再生可能エネルギー源の利用による地球温暖化対策等（第22条・第23条）
- 第5節 日常生活等における地球温暖化対策（第24条～第28条）
- 第6節 環境技術による国際貢献の推進等（第29条・第30条）
- 第3章 地球温暖化対策の推進のための体制整備（第31条・第32条）
- 第4章 雑則（第33条～第37条） 」

を

- 「 第1節 地球温暖化対策推進基本計画等（第6条～第11条）
- 第2節 大規模事業者からの温室効果ガス排出量の削減（第12条～第27条）
- 第3節 中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減（第28条～第30条）
- 第4節 開発事業等に係る地球温暖化対策（第31条～第37条）
- 第5節 認証検証機関（第38条～第54条）
- 第3章 雑則（第55条～第59条）
- 第4章 罰則（第60条～第62条） 」

に改める。

第1条中「条例は」の次に「、地球温暖化が地球の環境に極めて深刻な影響を与えるおそれがある問題として人類共通の課題であることにかんがみ、市内で発生する温室効果ガスを平成32年までに平成2年比25パーセント削減することを目標に掲げ」を加え、「環境技術による国際貢献の推進その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進し、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）を図り、もって低炭素社会の実現に資するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継ぐ」を「環境負荷を低減するための措置その他必要な事項を

定めることにより、地球温暖化を防止し、現在及び将来の川崎市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保する」に改める。

第2条第1号及び第4号中「人の」を「事業活動その他人の」に改め、同条第5号を削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

(市長の責務)

第3条 市長は、この条例の定めるところにより、市内で発生する温室効果ガスを平成32年までに平成2年比25パーセント削減目標を達成するための地球温暖化防止のため都市の成長を管理することを始め、温室効果ガスの排出の抑制等のための必要な措置並びに温室効果ガスの発生源について必要な規制及び緊急時の措置を講ずるほか、その施策を事業者及び市民と連携して実施し、温室効果ガスの排出の抑制等に努めなければならない。

2 市長は、温室効果ガスの発生源、発生原因及び発生状況を常時監視するとともに、その結果明らかになった温室効果ガスの排出の抑制等の状況を市民に公表しなければならない。

3 市長は、温室効果ガスの排出の抑制等に係る技術の開発及びその成果の普及を行うよう努めるとともに、小規模の事業者が温室効果ガスの排出の抑制等を行う施設の整備等について必要な助成措置を講ずる。

4 市長は、自らが事業活動を行う場合には、温室効果ガスの排出の抑制等に資する行動を率先してとるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な措置を講ずるとともに、市長が行う温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等のために従業員の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る温室効果ガスの排出の抑制等の状況について把握し、並びに温室効果ガスの発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

第5条に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、温室効果ガスの排出の抑制のための知見及び技術の普及を図るため、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

第6条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「前号」を「第2号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 年次ごとにおける温室効果ガスの総量の上限

(4) 部門別削減計画及び年次計画

第6条第3項中「と連携して」を「に基づいて」に、「が行われるよう配意する」を「を行う」に改め、同条中第4項を削り、第5項を第4項とし、同条第6項中「市長は、」の次に「更なる」を加え、「に係る技術の向上及び」を「の必要性等の」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を削り、同条第8項中「、審議会に報告するとともに」を削り、同項を同条第6項とする。

第7条第2項中「、審議会に報告するとともに」を削る。

第2章第2節の節名を削る。

第8条から第11条までを次のように改める。

(地球温暖化対策指針の作成)

第8条 市長は、事業活動に伴い温室効果ガスの排出を行っている事業者（以下「温室効果ガス排出事業者」という。）が、地球温暖化対策を推進するための指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。

2 地球温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3 市長は、地球温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第9条 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、地球温暖化対策を推進しなければならない。

2 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策指針に定める組織体制の整備及び温室効果ガスの排出の量の把握に努めなければならない。

3 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、その事業活動に係る他の温室効果ガス排出事業者が実施する前2項の措置について、協力するよう努めなければならない。

4 温室効果ガスの排出の量が相当多い事業所として規則で定めるものの新たな設置又は増設を計画している事業者は、事前に次条に規定する第三者機関に当該計画を提出しなければならない。この場合において、第三者機関が当該計画に対して意見を付したときは、事業者は、これを尊重しなければならない。

(第三者機関)

第10条 市は、地球温暖化対策の推進のため、専門的知識を有する者、市民の代表及び特定非営利活動法人の代表者からなる機関（以下「第三者機関」という。）を設置する。

2 前項に規定する第三者機関の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定め

る。

(勧告)

第11条 市長は、温室効果ガス排出事業者が、第9条第1項の規定による地球温暖化対策の推進が地球温暖化対策指針に照らして著しく不十分であるときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ第三者機関の意見を聴くものとする。

第11条の次に次の節名を付する。

第2節 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

第12条から第14条までを次のように改める。

(用語の定義)

第12条 この節及び次節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス排出量 温室効果ガスである物質ごとに、温室効果ガス排出事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量として規則で定める方法により算定される当該物質の量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスである物質ごとに地球温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき規則で定める係数をいう。)を乗じて得た量をいう。
- (2) 特定温室効果ガス 温室効果ガス排出量の削減が特に必要な温室効果ガスとして規則で定めるものをいう。
- (3) その他ガス 特定温室効果ガス以外の温室効果ガスをいう。
- (4) 特定温室効果ガス排出量 特定温室効果ガスに係る温室効果ガス排出量をいう。
- (5) その他ガス排出量 その他ガスに係る温室効果ガス排出量をいう。
- (6) 事業所 建物又は施設(以下「建物等」という。)(エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一の建物等とみなし、建物等(当該みなされた建物等を含む。)の所有者がその近隣に建物等を所有する場合で規則で定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす。)をいう。
- (7) エネルギー管理の連動性 事業活動に係るエネルギー(貨物又は旅客の輸送の用に供されるエネルギーを除く。)の一体的な管理が可能な状態として規則で定める状態にあることをいう。
- (8) 指定地球温暖化対策事業所 地球温暖化対策を特に推進する必要がある事業所として、次条第1項の規定により市長が指定する、前年度の温室効果

ガスの排出の状況が規則で定める要件に該当した事業所をいう。

- (9) 特定地球温暖化対策事業所 指定地球温暖化対策事業所のうち、特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として、次条第3項の規定により市長が指定する、規則で定める年度以降において、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める期間連続して前号の要件に該当した事業所をいう。
- (10) 削減計画期間 市内全体の特定地球温暖化対策事業所からの特定温室効果ガス排出量の削減の程度を市長が確認するものとして規則で定める期間ごとの各期間をいう。
- (11) 削減義務期間 各削減計画期間内において、特定地球温暖化対策事業所に該当する年度から当該削減計画期間の終了年度までをいう。
- (12) 排出総量 一の特定地球温暖化対策事業所における特定温室効果ガス年度排出量（1年度の特定温室効果ガス排出量をいう。以下同じ。）の削減義務期間における合計をいう。
- (13) 基準排出量 一の特定地球温暖化対策事業所において、特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量をいう。
- (14) 削減義務率 一の特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量に対して特定温室効果ガス年度排出量を削減すべき割合をいう。
- (15) 削減義務量 削減義務期間の各年度ごとに、基準排出量に削減義務率を乗じて得た量を、当該削減義務期間において合計した量をいう。
- (16) 排出削減量 削減義務期間の各年度の基準排出量を合算して得た量から排出総量を減じて得た量をいう。

（指定地球温暖化対策事業所の指定等）

第13条 市長は、前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第8号の規則で定める要件に該当する事業所を指定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。

2 事業所を所有している事業者（当該事業者以外にも当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者として規則で定める者がある場合において、当該者が、規則で定めるところにより、市長に届け出た場合においては、当該届出者。以下この節において「所有事業者等」という。）は、当該事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第8号の規則で定める要件に該当するときは、特定温室効果ガスの排出の状況に関し、前年度の特定温室効果ガス年度排出量その他の規則で定める事項を、規則で定めるところにより、第16条第2項の規定による検証の結果を添えて、市長に届け出なければならない。ただし、指定地球温暖化対策事業所については、この限りでない。

3 市長は、前条第9号の特定地球温暖化対策事業所の要件に該当する事業所を、特定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。

4 市長は、第1項又は前項の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を当該指定に係る事業所を所有している事業者（第2項の温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出をした者がある場合にあっては、当該届出者を含む。）に通知するものとする。

（指定地球温暖化対策事業者の変更等）

第14条 指定地球温暖化対策事業所の所有事業者等（以下「指定地球温暖化対策事業者」という。）は、次に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 指定地球温暖化対策事業者の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

(2) 指定地球温暖化対策事業所の名称又は所在地

(3) 指定地球温暖化対策事業所を所有する事業者（指定地球温暖化対策事業者を除く。）の氏名又は住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

2 指定地球温暖化対策事業者の変更があった場合において、当該変更の後の指定地球温暖化対策事業者（以下この条において「新事業者」という。）は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があった場合において、新事業者から、当該変更の前の特定温室効果ガス排出量（第26条の規定により市長に提出されている排出量を除く。以下この条において「前事業者排出量」という。）が把握できない旨の申請があり、かつ、市長がこれをやむを得ないものと認めたときは、市長は、当該変更の前の指定地球温暖化対策事業者（以下この条において「前事業者」という。）に対し、前事業者排出量の報告を求めることができる。

4 前事業者は、前項の規定により前事業者排出量の報告を求められたときは、規則で定めるところにより、第16条第2項の規定による検証の結果を添えて、これを市長に報告しなければならない。

第2章第4節及び第5節、第3章並びに第4章を削る。

第21条を第37条とし、第20条を第36条とする。

第19条中「第17条第1項」を「第33条第1項」に改め、同条を第35条とする。

第18条を第34条とする。

第17条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第16条を第32条とする。

第15条第1項中「とともに、再生可能エネルギー源の利用を検討するよう努める」を削り、同条を第31条とする。

第2章第3節を同章第4節とし、同節の次に次の1節及び2章を加える。

#### 第5節 認証検証機関

(検証機関の認証)

第38条 第16条第2項又は第20条の検証の業務（以下「検証業務」という。）を行おうとする者は、検証業務に関し規則で定める区分（以下「認証区分」という。）ごとに、市長の認証を受けなければならない。

2 前項の認証の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き検証業務を行おうとする者は、第1項の認証を更新する認証を受けなければならない。

4 前項の更新の認証の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する認証又は認証の拒否の処分がなされないときは、従前の認証は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の認証がなされたときは、当該認証の有効期間は、従前の認証の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(検証機関の認証の申請)

第39条 前条第1項の規定による認証又は同条第3項の規定による更新の認証を受けようとする者（以下「検証機関認証申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 認証区分

(3) 検証業務を行う市内の営業所の名称及び所在地

(4) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

(5) 未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所

(6) 第3号の営業所ごとに置かれる検証主任者（第45条第1項に規定する検証主任者をいう。）の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の申請書には、検証機関認証申請者が第41条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しな

なければならない。

(検証機関の認証の実施)

第40条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、次条第1項の規定により認証を拒否するときを除くほか、遅滞なく、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を認証検証機関登録簿に記載して、認証しなければならない。

- (1) 認証年月日、認証番号及び認証区分
- (2) 認証を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) その他規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による認証をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を検証機関認証申請者に通知しなければならない。

3 市長は、規則で定めるところにより、第1項の認証検証機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(検証機関の認証の拒否)

第41条 市長は、検証機関認証申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第39条第1項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときは、その認証を拒否しなければならない。

- (1) この節の規定又はこの節の規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (2) 第51条第1項の規定により認証を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (3) 認証検証機関で法人であるものが第51条第1項の規定により認証を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその認証検証機関の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (4) 第51条第1項の規定により検証業務の停止を命ぜられその停止の期間が経過しない者
- (5) 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第45条第1項又は第3項に規定する要件を欠く者

2 市長は、前項の規定により認証を拒否したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その理由を示して、その旨を当該検証機関認証申請者に通知しなければならない。

(検証機関の認証事項の変更の届出)

第42条 認証検証機関は、検証業務を行う営業所の名称又は所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、市長に届け出なければならない。

2 認証検証機関は、第39条第1項各号に掲げる事項(認証区分並びに検証業務を行う営業所の名称及び所在地を除く。)に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出を受理した場合は、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当するときを除き、届出があった事項を認証検証機関登録簿に記載しなければならない。

4 第39条第2項の規定は、第2項の規定による届出について準用する。

(検証機関の廃業等の届出)

第43条 認証検証機関が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

2 認証検証機関は、検証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 認証検証機関が第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は市内における検証業務の全部を廃止したときは、当該認証検証機関の認証は、その効力を失う。

(検証機関の認証の抹消)

第44条 市長は、認証検証機関の認証がその効力を失ったとき、又は第51条第1項の規定により認証検証機関の認証を取り消したときは、認証検証機関登録簿から当該認証検証機関の認証を抹消しなければならない。

(検証主任者の設置等)

第45条 認証検証機関は、第39条第1項第3号の市内の営業所ごとに、検証業務を行う能力を有する者として認証区分ごとに規則で定めるもののうちから

規則で定める人数以上の検証主任者を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。

2 前項の検証主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

- (1) 検証業務がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反して行われていないことの確認に関すること。
- (2) 検証業務の実施の計画の立案に関すること。
- (3) 検証業務の実施により得られた証拠に基づく結論の決定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、検証業務の適正な実施の確保に関すること。

3 認証検証機関は、検証業務の信頼性の確保のため、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 検証業務の管理及び精度の確保に関する文書を作成すること。
- (2) 前号の文書に記載されたところに従い検証業務の管理及び精度の確保を行う部門を検証業務を行う部門と別に置くこと。

(検証業務の実施等)

第46条 認証検証機関は、検証業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検証業務を行わなければならない。

2 認証検証機関は、公正に、かつ、規則で定める方法により検証業務を行わなければならない。

3 認証検証機関の市外の営業所は、検証業務を行ってはならない。

4 認証検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の当該認証検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものが設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。

(検証機関の秘密保持義務)

第47条 認証検証機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあつた者は、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(検証業務規程)

第48条 認証検証機関は、検証業務に関する規程（以下「検証業務規程」という。）を定め、検証業務の開始前に、市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 検証業務規程には、検証業務の実施方法、検証業務に関する料金その他の規則で定める事項を定めておかななければならない。

(帳簿の備付け等)

第49条 認証検証機関は、第39条第1項第3号の市内の営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、当該帳簿及び検証業務に係

る規則で定める資料を、規則で定めるところにより、保存しなければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第50条 認証検証機関は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(以下「財務諸表等」という。)を作成し、5年間事業所に備え置かなければならない。

2 指定地球温暖化対策事業者その他の利害関係人は、認証検証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2号の請求をするに当たっては、認証検証機関の定めた費用を支払わなければならない。

(1) 財務諸表等の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(検証機関の認証の取消し等)

第51条 市長は、認証検証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その認証を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその検証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により第38条第1項又は第3項の認証を受けたとき。

(2) 第41条第1項第1号、第3号、第5号又は第6号のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第42条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 第43条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(5) 第46条第4項の規定に違反したとき。

(6) 第48条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(7) 第49条の規定に違反して第39条第1項第3号の市内の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかったとき。

(8) 前条第1項の規定に違反したとき。

(9) 次条又は第53条の規定による命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消した場合において、取消しの日までに実施された検証について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。

3 第41条第2項の規定は、第1項の規定による処分をした場合に準用する。

(適合命令)

第52条 市長は、認証検証機関が第45条第1項又は第3項の規定に違反していると認めるときは、当該認証検証機関に対し、相当の期限を定めて、当該規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第53条 市長は、認証検証機関が第46条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該認証検証機関に対し、相当の期限を定めて、検証業務を行うべきこと又は検証業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(公示)

第54条 市長は、次の場合には、その旨及び規則で定める事項を公示しなければならない。

- (1) 第40条第1項の規定による認証をしたとき。
- (2) 第42条第1項の規定による届出があったとき。
- (3) 第43条第1項又は第2項の規定による届出があったとき。
- (4) 第51条第1項の規定により認証検証機関の認証を取り消し、又は検証業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

### 第3章 雑則

(勧告)

第55条 市長は、地球温暖化対策事業者が、第28条第1項の規定による地球温暖化対策報告書の提出をしなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めてその期間内に提出することを勧告することができる。

2 市長は、地球温暖化対策事業者等が、正当な理由なく第30条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第28条第3項の規定による対策の推進が地球温暖化対策指針に照らして著しく不十分であるときは、当該地球温暖化対策事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第33条第1項の規定による提出をせず、又は虚偽の提出をした者
- (2) 第33条第4項又は第34条の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第33条第2項の規定に係る開発事業地球温暖化対策計画書（同条第5項の規定により同条第2項の規定により提出した開発事業地球温暖化対策計画書とみなされたものを含む。）について虚偽の提出をした者

4 市長は、第2項の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ第三者機関の意見を聴くものとする。

(立入検査等)

第56条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係職員に、第12条第6号の事業所、認証検証機関の事務所又は営業所その他の場所に立ち入り、その場所において、又はその他必要な場所において、帳簿書類、機械、設備そ

の他の物件を検査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定により立入検査等を行う職員のうち専ら当該事務に当たるものを、川崎市地球温暖化監察員と称するものとする。

4 第1項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(報告の徴収)

第57条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、温室効果ガス排出事業者、開発事業をしようとする者、建築物の新築等をしようとする者、認証検証機関又は温室効果ガスを発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

(違反者の公表)

第58条 市長は、第11条第1項及び第55条第1項から第3項までの規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、第51条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前2項の公表をしようとする場合は、当該勧告又は命令を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えるものとする。

(委任)

第59条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第4章 罰則

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第51条第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第26条の規定による地球温暖化対策計画書を提出せず、又は同条第1号若しくは第5号から第8号までの事項について虚偽の報告をした者
- (3) 第38条第1項又は第3項の認証を受けずに検証業務を行った者
- (4) 不正の手段により第38条第1項又は第3項の認証を受けた者
- (5) 第47条の規定に違反した者
- (6) 第49条の規定に違反して第39条第1項第3号の市内の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかった者

第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、25万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第2項又は第15条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第18条第3項又は第19条第1項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

第62条 第27条第1項又は第2項の規定に違反した者は、15万円以下の罰金に処する。

第14条の次に次の13条及び1節を加える。

(指定の取消し)

第15条 指定地球温暖化対策事業者は、次に掲げるときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 指定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止されたとき。

(2) 指定地球温暖化対策事業所が、当該事業所における事業活動の規模が著しく縮小されたものとして規則で定める要件に該当したとき。

(3) 指定地球温暖化対策事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が、規則で定める期間連続して第12条第9号の要件に該当しなかったとき。

2 市長は、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める指定を取り消すものとする。

(1) 指定地球温暖化対策事業所（特定地球温暖化対策事業所を除く。）が前項各号に該当すると認めた場合 当該指定地球温暖化対策事業所に係る第13条第1項の規定による指定

(2) 特定地球温暖化対策事業所が前項各号に該当すると認め、かつ、第23条の規定による変更後の次条第1項の義務の履行を確認した場合 当該特定地球温暖化対策事業所に係る第13条第1項及び第3項の規定による指定

(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)

第16条 特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等（以下「特定地球温暖化対策事業者」という。）は、各削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量（排出削減量を規則で定めるところにより算定した量をいう。以下同じ。）を当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならない。

2 特定温室効果ガス年度排出量、基準排出量、その他の前項の算定排出削減量の基礎となる量として規則で定める量は、当該量の算定の方法、算定に用いる情報、算定された量の値その他の規則で定める事項が規則で定める基準に適合することについて、市長の認証を受けた者（以下「認証検証機関」という。）が行う検証を受けたものでなければならない。

(削減義務率)

第17条 削減義務率は、各削減計画期間ごとに、第三者機関の意見を聴いて、事業所の特性を勘案して規則で定める区分ごとに議会の承認を受けて市長が定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(基準排出量の決定)

第18条 市長は、特定地球温暖化対策事業所ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める量を基準排出量として定めるものとする。

(1) 最初の削減計画期間の開始の日前に既に特定地球温暖化対策事業所に該当している事業所 最初の削減計画期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量

(2) 最初の削減計画期間の開始の日以後に特定地球温暖化対策事業所に該当した事業所 次に掲げる量のいずれかから特定地球温暖化対策事業者が選択する量

ア 削減義務期間開始前の規則で定める期間における当該特定地球温暖化対策事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量（当該期間における特定地球温暖化対策事業所における地球温暖化対策の推進の程度が市長が別に定める基準に適合する場合に限る。）

イ 事業所の用途、規模等について当該特定地球温暖化対策事業所と同じ特性を有する事業所の標準的な特定温室効果ガス年度排出量に相当する量として規則で定める方法により算定する量

2 基準排出量は、前項各号に定める方法によることが困難であると認められる場合は、市長が認める方法により算定する量とする。

3 特定地球温暖化対策事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、規則で定めるところにより、第16条第2項の規定による検証の結果を添えて、市長に提出し、基準排出量の決定を申請しなければならない。

(1) 算定した基準排出量

(2) 第1項第2号の事業所にあつては、同号の選択の内容

(3) 前2号に定めるもののほか、基準排出量の算定に必要な事項として規則で定める事項

4 市長は、基準排出量を決定したときは、その旨を規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

(事業所の用途変更等による基準排出量の変更)

第19条 特定地球温暖化対策事業者は、当該特定地球温暖化対策事業所につい

て、特定地球温暖化対策事業所の用途、規模、エネルギーの供給等の状況の変更の程度が著しいものとして規則で定める状況の変更があったときは、規則で定めるところにより、基準排出量の変更を市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の状況の変更があったことを認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業所の規則で定める期間の基準排出量を、当該状況の変更に応じた適切な量に変更する方法として規則で定める方法により算定した量に変更するものとする。

3 市長は、前項の規定により基準排出量を変更したときは、その旨を、規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

(基準適合の検証)

第20条 第18条第1項第2号アの地球温暖化対策の推進の程度は、同号アの市長が別に定める基準に適合することについて、認証検証機関が行う検証を受けたものでなければならない。

第21条 前条の検証は、第三者機関の意見を聴いて市長が認定する。

(災害時等における特例)

第22条 市長は、災害その他やむを得ない事情により、特定地球温暖化対策事業者が第16条第1項の義務を履行することが特に困難と認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業者の特定地球温暖化対策事業所の削減義務量を減少させることができる。

(事業所の廃止等による削減義務期間の変更等)

第23条 特定地球温暖化対策事業所について、第15条第1項各号に該当すると市長が認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業所の削減義務期間の終了年度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年度に変更され、削減義務量は当該終了年度の変更後の削減義務期間に応じた量に変更されるものとする。

(1) 第15条第1項第1号に該当するとき。 特定地球温暖化対策事業所における事業活動が廃止され、又はその全部が休止された日の属する年度の前年度

(2) 第15条第1項第2号に該当するとき。 同号の規模の縮小があった年度の前年度

(3) 第15条第1項第3号に該当するとき。 同号の期間の最後の年度の前年度

(削減目標の設定)

第24条 指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出量の削減を進めるための定量的な

目標（以下「削減目標」という。）を定めるものとする。この場合において、特定地球温暖化対策事業者は、削減目標のうち、特定地球温暖化対策事業所の算定排出削減量に係る目標について、削減義務量以上の目標値を設定しなければならない。

（温室効果ガス排出量の把握）

第25条 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、前年度における特定温室効果ガス年度排出量及びその他ガス年度排出量（1年度のその他ガス排出量をいう。以下同じ。）を把握しなければならない。（地球温暖化対策計画書の作成等）

第26条 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、第6号の量については、第16条第2項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。ただし、第13条第2項の規定により検証の結果が既に提出されているときは、同号の量について検証の結果を添えることは要しない。

- (1) 第16条第1項の義務の履行の状況（特定地球温暖化対策事業所に限る。）
- (2) 当該計画の期間
- (3) 削減目標
- (4) 削減目標を達成するための温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画
- (5) 前号の措置の実施状況
- (6) 前条の特定温室効果ガス年度排出量
- (7) 前条のその他ガス年度排出量
- (8) 次条第1項の統括管理者及び同条第2項の技術管理者の氏名
- (9) その他地球温暖化対策に関して規則で定める事項

（統括管理者等の選任等）

第27条 指定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定める基準に従って、次に掲げる職務を行う者（以下「統括管理者」という。）を選任しなければならない。

- (1) 当該事業所における地球温暖化対策の実施状況の把握
- (2) 当該事業所における従業員への地球温暖化対策に関する指導及び監督
- (3) 当該事業所の指定地球温暖化対策事業者への意見の申出
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該事業所において地球温暖化対策のために必要な業務

2 指定地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、指定地球温暖化

対策事業所ごとに、規則で定める基準に従って、次に掲げる者に対する技術的助言を行う者（以下「技術管理者」という。）を選任しなければならない。

(1) 当該指定地球温暖化対策事業者

(2) 当該事業所の統括管理者

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該事業所において地球温暖化対策に係る者

3 指定地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策の推進に関し、当該事業所の統括管理者の意見及び技術管理者の技術的助言を尊重しなければならない。

4 統括管理者は、地球温暖化対策の推進に関し、当該事業所の技術管理者の技術的助言を尊重しなければならない。

5 指定地球温暖化対策事業所の従業員は、地球温暖化対策の推進に関する当該事業所の統括管理者の指導に従わなければならない。

### 第3節 中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減

（地球温暖化対策報告書の作成等）

第28条 その設置している事業所等（定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が設置している事業所等における温室効果ガスの排出に関する事項であって規則で定めるものに係る定めがあるもの（以下「連鎖化事業」という。）を行う者について、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所等を含む。以下この条において同じ。）（事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等に限る。）における事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者として規則で定める要件に該当した事業者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、当該要件に該当した年度以降、毎年度、当該事業所等ごとに、規則で定める温室効果ガスに係る前年度の温室効果ガス排出量、地球温暖化対策の取組状況等を記載した報告書（以下「地球温暖化対策報告書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。ただし、当該地球温暖化対策報告書の内容により、当該要件に該当しないことを市長が確認することができた場合にあっては、この限りでない。

2 温室効果ガス排出事業者は、毎年度、その設置している事業所等（その規模が前項の上限以下の事業所等に限る、同項の規定により地球温暖化対策報告書が提出された事業所等を除く。）ごとに、地球温暖化対策報告書を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、市長に提出することができる。

3 地球温暖化対策事業者等（地球温暖化対策事業者及び前項の規定により地球温暖化対策報告書を提出した者をいう。以下同じ。）は、地球化対策事業者等が実施すべき地球温暖化対策として地球温暖化対策指針に定める対策を推進しなければならない。

（地球温暖化対策報告書の公表）

第29条 地球温暖化対策事業者は、前条第1項の地球温暖化対策報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

2 市長は、前条第1項又は第2項の地球温暖化対策報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

（指導及び助言）

第30条 市長は、地球温暖化対策事業者等に対し、第28条第3項の規定による地球温暖化対策の実施について、必要な指導及び助言を行うことができる。  
附則第2項中「第17条」を「第33条」に改める。

附則に次の1項を加える。

（条例の見直し）

3 市は、この条例の目的を達成するため、その地球温暖化対策の進展、地球温暖化対策に係る技術水準の向上及び国際社会の発展を踏まえ、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

## 提 案 理 由

川崎の地球温暖化防止の対策をより実効性のあるものにするため修正するものである。